

意見書案

意見書案第1号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年3月16日提出

議会運営委員長 渡辺英次

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

よって国においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記事項について実現するよう強く要望いたします。

記

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2. 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実に行うこと。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
3. 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。
4. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官

意見書案第2号

教職員の長時間労働是正を求める意見書について

教職員の長時間労働是正を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年3月16日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

教職員の長時間労働是正を求める意見書

文科省の2016年度公立小中学校教員の勤務実態調査結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達することが明らかになりました。また、同年の連合総研の調査においても、小学校72.9%、中学校86.9%の教員が過労死レベルとなる超勤を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合い、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、教育職員は給特法により労基法一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、学習指導要領に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて全国学力・学習状況調査の実施とそれに向けた学力向上策などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、など様々な要因があります。

こうした状況を受け文科省は、学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。一方、政府の働き方改革においては、教職員は給特法により労基法の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。

給特法制定時の文部省「教員勤務状況調査」では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4%（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されましたが、現在は給特法制定当時と大きく異なり、超勤が無制限・無定量となっています。

現在、長時間労働が社会問題化し働き方改革が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっています。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実現するよう強く要望します。

記

1. 教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。
2. 当面、現行「給特法・給特条例」下においては、道教委「修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。
3. 当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事

北海道教育委員会教育長